

江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金 Q & A

※事業の継続は実施に必要な毎年度の予算が議決されることが条件となります。

【制度内容について】

Q 1. 事業概要について

江別市内で保育所等（※1）を運営する事業者が、雇用する保育士等（※2）に対し、奨学金の返還を支援するための助成を行う場合に、その助成に係る経費の一部を補助します。

※1：「保育所等」の具体的な内容は次のとおり

- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・地域型保育施設
- ・幼稚園

※2：「保育士等」の具体的な内容は次のとおり

- ・保育士
- ・幼稚園教諭

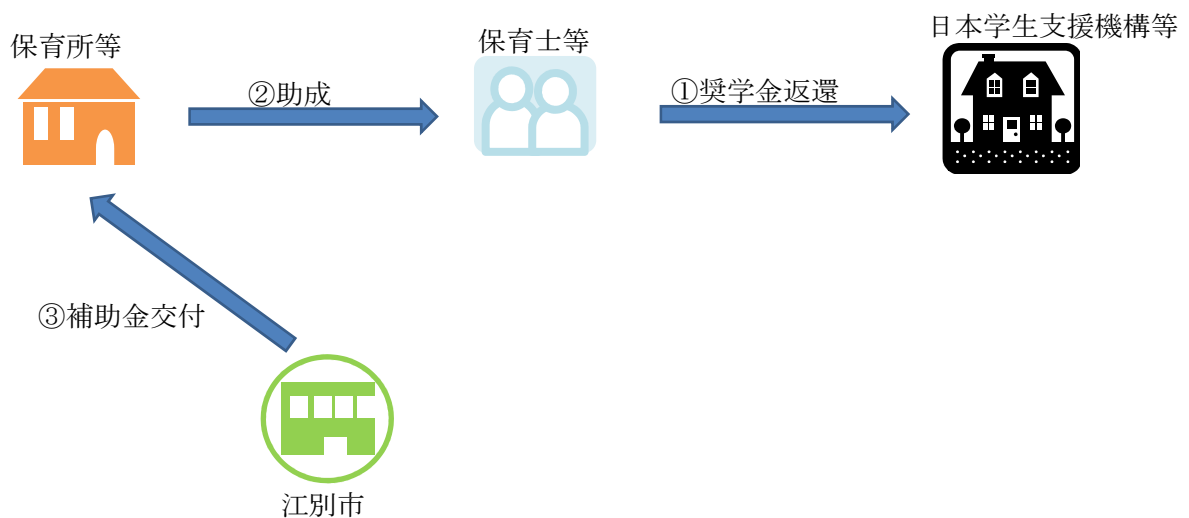
※3：補助対象となる保育士又は幼稚園教諭は、雇用開始の日から起算して、5年を超えていないこと

【例】令和2年4月1日雇用の場合⇒令和7年3月末（令和6年度末）までが対象。

【例】令和2年7月1日雇用の場合⇒令和7年6月末（令和7年度途中）までが対象。

【例】平成30年4月1日雇用の場合⇒令和5年3月末（令和4年度末）までが対象。

【イメージ】



Q 2. 補助対象となる事業者の要件について

以下の条件を全て満たしていることとする。

- ・江別市内において保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園のいずれかを運営していること。
- ・就業規則等の明文化された文書に基づき、支援対象となる保育士等に対して、現金（口座振込によるものも含む。以下同じ。）を年1回以上支給すること。（毎月支給も可）

Q 3. 補助対象となる奨学金の要件について

以下のいずれかとする。

- ・独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ・北海道社会福祉協議会又は札幌市社会福祉協議会が貸与する保育士修学資金貸付
- ・その他貸与型の奨学金等で、市長が別に認めるもの

Q 4. 補助対象となる保育士等の要件について

以下の条件を全て満たしていることとする。

- ・事業者には雇用されている期間が、当該雇用が開始された日から起算して5年を超えていないこと。
- ・1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上常態的に勤務する者であること。
- ・指定保育士養成施設等の在学中に奨学金の貸与を受けた者。
- ・自ら奨学金を返還していること。
- ・施設長や法人役員等でないこと。
- ・補助金の交付を受けようとする期間において、類似の助成を受けていないこと。
- ・過去にこの要綱による補助を受けたことがないこと。

◆補助対象となるのは、雇用開始日から5年未満の方です。

【例】令和2年4月1日雇用開始 ⇒ 令和7年3月末（令和6年度末）までが補助対象

【例】平成28年4月1日雇用開始 ⇒ 令和3年3月末（令和2年度末）までが補助対象

【例】平成27年10月1日雇用開始 ⇒ 令和2年9月末（令和2年度途中）までが補助対象

Q5. 補助対象となる経費は何か。

就業規則等に基づき、保育士等の奨学金返還を支援するために支給した手当等です。

※下記①、②を比較し、少ない額が補助対象経費となります。

①事業者から保育士等への当該年度中の手当等の額

②保育士等が年度内に返還した奨学金の額

手当は支給しているものの、保育士等が奨学金の返還を行っていない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

Q6. 補助基準額、補助割合、補助金額について

補助基準額（上限）は年額24万円です。

補助割合は1/2です。（1/2は必ず事業者が負担することとなります）

補助対象経費（Q5）と補助基準額（年額24万円）を比較し、いずれか少ない額に補助割合1/2を乗じて算出した額が、補助金額となります。（100円未満端数切捨）

【例1】年間返還額が30万円、事業者からの手当が年額24万円（月額2万円）の場合

補助対象経費：年額24万円（月額2万円×12か月）

補助金額：年額24万円×1/2＝年額12万円

（事業者負担：年額12万円）

【例2】年間返還額が30万円、事業者からの手当が年額12万円（月額1万円）の場合

補助対象経費：年額12万円（月額1万円×12か月）

補助金額：年額12万円×1/2＝年額6万円

（事業者負担：年額6万円）

【例3】年間返還額が10万円、事業者からの手当が年額12万円（月額1万円）の場合

補助対象経費：年額10万円（年間返還額）

補助金額：年額10万円×1/2＝年額5万円

（事業者負担：年額7万円）

【例4】年間返還額が36万円、事業者からの手当が年額36万円（月額3万円）の場合

補助対象経費：年額24万円（補助基準額が上限）

補助金額：年額24万円×1/2＝年額12万円

（事業者負担：年額24万円）

Q 7. 保育士等の雇用開始日や退職日が月途中の場合、その月の補助対象経費はどうか。

月途中の場合でも、事業者が雇用日数に関わらず一律で手当等を支給するのであれば、事業者が助成した額を補助対象経費とします。

Q 8. 保育士等が奨学金を一括返還した場合など、年間24万円まで補助対象となると考えてよいか

一括返還し、返還完了となった場合は、翌年度以降の補助対象にはなりません、当該年度は対象となります。

下記①～③を比較し、一番少ない額に1/2を乗じた額が補助金額となります。

- ①事業者から保育士等への当該年度中の手当の額
- ②保育士等の当該年度中の返還額
- ③年間24万円

Q 9. 補助金の支払い時期は。

上期（概算払）と下期（精算）の年2回を予定しています。上期の請求受付は10月を予定しており、10月～11月に概算で支払いたしますが、手当の支給状況等について確認を行う予定です。

Q 10. 過去に支給した手当等は対象になるのか。

申請のあった年度からが補助対象となります。

Q 11. 法人や施設ごとに申請できる件数の上限はあるか。

現時点では上限はありませんが、利用見込みが予算の範囲を超える場合、一定の基準に基づき優先順位をつけ、申請件数を制限する場合があります。

Q12. 本制度は保育士等の就業の継続・離職の防止を目的としているが、奨学金の返還を支援する保育士等が辞めることに関する規定はあるか。

規定はありませんが、本事業を実施する事業者は、研修への参加機会の積極的な確保等、保育士等の就業が継続される環境づくりに努めてください。

Q13. 事業者が奨学金返還支援事業を実施するにあたり、事業者独自の規定を定めることは可能か

本補助金要綱に定める範囲であれば、事業者が独自に規定を設けることは可能です。事業者の運営する保育所等の実情に合わせて、規定等を設定し、事業を実施してください。

Q14. 年度途中で保育士等が退職した場合はどうなるのか。

退職した時点で補助対象外となりますので、速やかに市と協議し、退職までの期間について、実績報告を行ってください。

Q15. 奨学金の返還が年度途中までとなっている場合、補助の対象となる期間はいつまでか。

補助対象経費は「保育士等が年度内に返還した奨学金の額を限度」としているため、当該年度は対象となりますが、翌年度以降は対象とはなりません。

Q16. その他留意すべきことについて。

本事業の活用により、保育士等の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が変動した場合についてはこの限りではありません。

また、当補助を活用し、事業者が負担する手当等の額のうち、市負担分については、処遇改善加算における賃金改善に要した費用に含めることはできません。

【対象保育士等について】

Q17. 保育士以外の職員は対象とならないのか。

保育士資格又は幼稚園教諭免許状を持ち、保育士又は幼稚園教諭（保育教諭含む）として勤務している方を対象としています。

Q18. 保育補助者、看護師、調理員、栄養士、事務職員等は対象となるか。

対象となりません。

Q19. 保育士資格試験による資格取得見込者を対象とすることは

対象となりません。

Q20. パートの保育士等は対象となるか。

常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）であれば、パート職員でも対象となります。

※「1日6時間」「月20日」の両方を満たしている必要があります。「1日5時間、月25日」などは不可

Q21. 産休中や育休中の保育士等は対象となるか。

雇用及び手当等の支給が継続されていれば対象となります。

Q22. 休職中の保育士等は対象となるか。

雇用及び手当等の支給が継続されていれば対象となります。

Q23. 補助を利用している対象保育士等が、同一事業者が運営する他施設に異動した場合はどうなるのか。

異動先が江別市内の施設であれば、補助を継続できます。

Q24. 平成27年10月1日に事業者に雇用され、保育施設等で勤務していた保育士等が、平成30年4月1日から同一事業者が運営する他の施設に異動した場合、令和2年度の補助対象となるか。

雇用が開始された日から5年間で補助対象となるので、平成27年10月1日に雇用された保育士等は、令和2年9月末までが補助対象となります。(同一事業者間の異動は新たな雇用とはみなしません)

Q25. 平成30年4月1日に事業者に雇用され、江別市外の施設で勤務していた保育士等が、令和2年4月1日から同一事業者が運営する江別市内の施設に異動した場合、令和2年度から対象となるか。

令和2年度から補助の対象となりますが、補助対象期間は雇用された日から5年間となりますので、令和5年3月末(令和4年度末)までとなります。

Q26. 対象保育士等が、雇用される前1年間に保育園の事務として勤務していた場合は対象となるか。

雇用される前1年間に保育士又は幼稚園教諭として勤務していなければ対象となります。

Q27. 対象保育士等が、雇用される前1年間に認可外保育施設で勤務していた場合は対象となるか。

雇用される前1年間に、江別市内の他の保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園のほか認可外保育施設や企業主導型保育施設で保育士又は幼稚園教諭として勤務していた場合は対象となりません。

【事務手続きについて】

Q28. 交付申請について

補助金を受けようとする年度ごとに交付申請が必要です。なお、既に補助の交付決定を受けた対象保育士等の継続申請につきましても、その年度ごとに交付申請を行ってください。

(例：令和2年4月1日雇用の保育士等に対し、令和7年3月31日まで継続して手当を支給する場合、補助対象となる令和2年度～令和6年度については毎年交付申請を行う必要があります。)

Q29. 申請期間について

- ・前年度3月頃 所要額調査
- ・当年度5～6月頃 交付申請

年度途中の採用等、申請期間以降の契約等に係る交付申請につきましては、随時、申請を受け付けますのでご相談ください。

ただし、補助金申請が予算を超えるときは、申請を制限する場合があります。

Q30. 申請は誰が行うのか。

申請者は事業者となります。なお、同一事業者で複数の施設を運営している場合は、施設ごとに書類を提出する必要があります。

Q31. 賃金台帳はいつ時点のものを提出するのか。

補助対象期間に対象保育士等に奨学金返還を支援する目的の手当が支給されているか等を確認しますので、補助対象期間の支給状況が分かるものを提出してください。

Q32. 実績報告書に添付する書類で、奨学金の返還額を証する書類の写しとはどのようなものか。

奨学金の返還を行っているかを確認するため、次のア～ウのいずれかを提出してください。

ア 保育士等名義の通帳の写し（口座引き落としの場合）

- ・保育士等名義で、奨学金貸与機関名義の口座に引き落としされている通帳の表紙及び各月分の写し。

イ 支払い済み領収書の写し

- ・奨学金貸与機関名義の領収書
- ・〇月分返還など記載してあること

ウ 振り込み明細書の写し

- ・保育士等名義で、奨学金貸与機関名義の口座に振り込まれている振り込み明細書の写し。

なお、提出書類にあたっては、次の点を満たすものか確認してください。

- (1) 補助対象全期間のもの
- (2) 補助対象経費のもの

Q33. 法人の会計として本補助金はどのような扱いになるか。

税理士等にご相談ください。